

水産関係民間団体事業実施要領

平成10年4月8日付け10水漁第944号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和3年1月28日付け2水港第2103号

第1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続については、水産庁長官が別に定めるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

第4 事業造成資金等の造成

1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

第5 助成

1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

- 3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 漁獲量等の報告及び資源管理の取組

- 1 別表に定める事業のうち、次に掲げる事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
 - (1) 水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
 - (2) 水産業競争力強化緊急事業のうち競争力強化型機器等導入緊急対策事業
- 2 1に掲げる事業の利用者は、数量管理を基本とする資源管理計画の実施など、資源管理の取組を行うものとする。

第12 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例による こととする。
 - (1) 栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）
 - (2) 栽培漁業事業実施要領（昭和50年6月6日付け50水研第198号農林事務次官依命通知）
 - (3) 漁場油濁被害対策事業実施要領（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
 - (4) 漁業公害等対策事業実施要領（昭和51年7月24日付け51水研第68号農林事務次官依命通知）
 - (5) 漁業新技術開発事業実施要領（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 漁業振興事業実施要領（昭和60年9月5日付け60水振第2177号農林水産事務次官依命通知）
 - (7) 栽培漁業事業化総合推進事業実施要領（昭和61年4月24日付け61水振第1301号農林水産事務次官依命通知）

- (8) 200 海里開発促進新技術導入事業実施要領(昭和61年7月21日付け61水振第1684号農林水産事務次官依命通知)
- (9) 遊漁安全管理施設整備事業実施要領(昭和62年8月20日付け62水振第2181号農林水産事務次官依命通知)
- (10) 保護水面管理事業実施要領(平成元年8月7日付け元水振第1969号農林水産事務次官依命通知)
- (11) 漁村漁業経営強化特別対策事業実施要領(平成元年9月20日付け元水振第2583号農林水産事務次官依命通知)
- (12) 特定海域栽培漁業定着強化事業実施要領(平成2年6月7日付け2水振第1192号農林水産事務次官依命通知)
- (13) 資源管理型漁業推進総合対策事業実施要領(平成3年4月11日付け3水振第1713号農林水産事務次官依命通知)
- (14) 水産業改良普及情報システム化等事業実施要領(平成3年6月21日付け3水研第141号農林水産事務次官依命通知)
- (15) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業実施要領(平成4年4月9日付け4水振第1254号農林水産事務次官依命通知)
- (16) 防疫管理の拠点づくり事業実施要領(平成5年5月18日付け5水研第106号農林水産事務次官依命通知)
- (17) 新沿岸・沖合域総合開発地域活性化推進事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1836号農林水産事務次官依命通知)
- (18) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1854号農林水産事務次官依命通知)
- (19) 地域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知)
- (20) 広域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第5号農林水産事務次官依命通知)
- (21) 資源管理型漁業促進対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第270号農林水産事務次官依命通知)
- (22) さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)
- (23) 内水面活性化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)
- (24) 養殖水産動物保健対策推進事業実施要領(平成6年6月27日付け6水研第181号農林水産事務次官依命通知)
- (25) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領(平成6年7月13日付け6水研第521号農林水産事務次官依命通知)
- (26) 地域水産物高度化推進圏形成事業実施要領(平成7年4月1日付け7水振第1074号農林水産事務次官依命通知)
- (27) 水産物消費改善総合対策事業実施要領(平成7年4月27日付け7水振第1272号農林水産事務次官依命通知)
- (28) 水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領(平成8年5月10日付け8水振第639号農林水産事務次官依命通知)
- (29) 資源管理型漁業推進体制整備事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第579号農林水産事務次官依命通知)
- (30) 都市漁村交流推進事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第604号農林水産事務次官依命通知)
- (31) 海面養殖業高度化事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第691号農林水産事務次官依命通知)
- (32) 漁獲管理情報処理システム整備事業実施要領(平成8年11月19日付け8水海第2223号農林水産事務次官依命通知)
- (33) 漁協経営強化総合対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第966号農林水産事務次官依命通知)
- (34) 海の恵みモデル事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第283号農林水産事務次官依命通知)
- (35) 美しいむらづくり対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知)
- (36) 漁港高度利用活性化対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知)
- (37) まぐろ類新流通形態パイロット事業実施要領(平成9年6月20日付け9水海第1168号農林水産事務次官依命通知)
- (38) 漁況海況情報サービス事業実施要領(昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知)
- (39) 水産業振興総合対策基本要綱(平成10年4月8日付け10水振第943号農林事務次官依命通知)

- 2 この要領による廃止前の漁場油濁被害対策事業実施要領第3の(1)の防除事業(以下「旧事業」という。)を実施していた財団法人漁場油濁被害救済基金が、水産業振興総合対策事業実施要領第3の別表の2の(民間団体分)の(4)の漁場環境保全対策等事業の事業内容の欄の2の(1)のアの防除事業(以下「新事業」という。)を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金に残余があるときは、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 3 この要領による廃止前の海面養殖業高度化事業実施要領第3の1の(2)のイの養殖業高度化機械緊急整備リース事業、平成15年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の1の(1)のウの特定養殖業高度化機械緊急整備リース事業及び平成16年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の3の(1)のアの養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「旧事業」という。)により造成された基金に残余がある事業実施主体にあつては、引き続き当該残余をもって平成16年度予算に係る改正前の要領に基づき養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「新事業」という。)を実施できるものとし、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金の残余は、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 4 平成13年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された実践研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成14年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。

- 6 平成 17 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 7 平成 19 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 8 平成 20 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 平成 21 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領に基づいて行われた事業に関して旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2693号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁場機能維持管理事業実施要領(平成21年5月29日付け21水管第482号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 魚価安定基金造成事業実施要領(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 水産物産地販売力強化事業実施要領(平成21年3月30日付け20水漁第2553号農林水産事務次官依命通知)
 - (5) 鯨類捕獲調査円滑化事業実施要領(平成21年3月27日付け20水管第2657号農林水産事務次官依命通知)
 - (6) さけ・ます漁業協力事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2707号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成 22 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

平成 23 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 189 号）

- 1 平成 24 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成 25 年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類捕獲調査事業又は健全な内水面生態系復元等推進事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。
- 3 平成 25 年 5 月 10 日から交付決定を行うまでの間に台湾の漁船により漁具等の被害が発生した場合であって、平成 25 年度予算に係る本要領に定める漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業（うち漁具復旧支援事業に限る。）の対象と認められる経費が発生した場合、その経費について補助の対象とすることができる。
- 4 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金金融通円滑化事業実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁協経営基盤強化推進事業実施要領(平成22年3月30日付け21水漁第2963号農林水産事務次官依命通知)

(3) 漁協資金融通円滑化事業実施要領(平成22年3月30日付け水漁第29744号農林水産事務次官依命通知)

5 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日25水港第2654号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日25水港第3058号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領(平成15年1月30日付け水漁第2317号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要領」という。)は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月3日26水港第2785号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則 (平成27年2月3日26水港第3236号)

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成27年4月9日26水港第4028号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則 (平成28年1月20日付け27水港第2611号)

- 1 この通知は平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日付け27水港第3187号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業実施要綱(平成23年3月31日付け22水漁第2457号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定に基づき漁業信用基金協会が引き受けた保証については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成28年10月11日付け28水港第2192号)

この通知は平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3252 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 28 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 29 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、国際漁業連携促進事業のうち鯨類資源等持続的利用国際推進事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 水港第 2485 号）

この通知は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 水港第 3090 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 30 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、鯨類捕獲調査円滑化等事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業（大型クラゲ国際共同調査事業及び大型クラゲ緊急対策事業を除く。）又は漁業人材育成総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2269 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3176 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）漁業経営基盤強化金融支援事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1888 号農林水産事務次官依命通知）
 - （2）漁業関係資金利子助成事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1903 号農林水産事務次官依命通知）
 - （3）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2455 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1694 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業、平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1776 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 177 号）

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和2年6月9日付け2水港第882号）

- 1 この通知は、令和2年6月9日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第888号）

- 1 この通知は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 令和2年度第1次補正予算成立日（令和2年4月30日）から交付決定を行うまでの間に引き受けた特定災害資金に係る保証については、この通知による改正後の補助率を適用する。

附 則（令和3年1月28日付け2水港第2103号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

別表（第2の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率
1. 水産資源の回復	<p>1. 国際的水産資源管理等促進事業</p> <p>(1) 政府間協定等に基づく民間協議 民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議並びに事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行う。</p> <p>(2) 国際漁業戦略的連携促進事業 米国、EU等の主要国の漁業政策や、主要国が各地域漁業管理機関（RFMO）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU（違法・無報告・無規制）漁業対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和2年度から令和6年度	定額
	<p>2. 水産資源調査・評価推進事業</p> <p>(1) 資源量推定等高精度化推進事業 資源量推定等の精度向上を図るため、主要水産資源について海洋環境等に起因する加入量変動や産卵場形成等のメカニズム解明等を行う。</p> <p>(2) 国際水産資源動態等調査解析事業 かつお・まぐろ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動態の調査・解析等を行う。</p> <p>(3) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業 人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行う。</p> <p>(4) さけ・ます類分布回遊動向調査事業 さけ・ます類の調査研究を推進するため、最新技術の導入及び活用により、漁船による漁法の漁獲能力の試験等や試験操業により生物特性を把握するとともに、漁獲効率等の検証を行う。</p> <p>(5) 持続的利用調査等事業 鯨類資源の資源評価等を行うために次の事業を行う。 ア 調査事業 南極海及び北西太平洋における非致命的調査等を行う。 イ 連携調査事業 母船式捕鯨からの科学的データの収集及び残渣の有効活用の検討等を行う。 ウ 情報収集・発信等事業 国内外の研究機関等との連携強化及び調査結果、鯨関連文化等に関する出版物の作成、広報活動等を行う。 エ 鯨類資源等持続的利用国際推進事業 南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催、諸外国への専門家の派遣等を行う。</p> <p>(6) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業</p>	<p>(1) 及び (2) にあつては、水産資源調査・評価推進事業共同実施機関</p> <p>(3)、(4) 及び (6) にあつては、水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p> <p>(5) にあつては、一般財団法人日本鯨類研究所</p>		平成31年度から令和5年度	定額 定額 1/2以内 定額 定額

<p>マグロ入漁、CITES、IWCその他漁業・環境関係の交渉の場において、持続的利用支持国との協力関係を強化するために、海洋水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するエージェントの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換等のワークショップを開催する取組等を行う。</p>				
<p>3. 漁業取締体制整備推進事業 (1) 船舶職員養成確保修学資金貸与事業 将来、水産庁船舶職員（採用職種：航海士・機関士）への就業を志す学生に対し、月額21万円を上限とする修学資金を貸与する（水産庁船舶職員採用試験に合格後、一定期間（貸与期間の2倍及び2年間のどちらか長い期間）を水産庁船舶職員として従事（人事交流による国立研究開発法人水産研究・教育機構所属船舶での在籍期間を含む。）すれば修学資金の返還を免除することができる。 (2) 船舶職員育成支援対策事業 将来、水産庁船舶職員への就業を志す学生等に対し、漁業取締に関する知識や実践的な技術を習得するための講義や研修会を実施する。</p>	<p>国立研究開発法人水産研究・教育機構</p>		<p>平成31年度から令和3年度</p>	<p>定 額</p>
<p>4. EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業 (1) 資源管理指針・計画体制高度化事業 ア 資源管理計画等の高度化・評価・検証事業 資源管理計画等の評価・検証、その結果等を踏まえた計画の高度化等を検討するための漁業者協議会並びに資源管理計画等の内容及び関連情報を漁業者等へ普及するための講習会の開催等を行う。 イ 資源管理計画等の高度化に関する調査事業 資源管理計画等の適切な評価・検証及び高度化を推進するため、資源管理措置に関する科学的な調査・分析、調査計画の策定、分析結果の検討等を行う検討会の開催等を行う。 (2) IQ方式実証調査事業 IQ（個別漁獲割当て）方式又はIQ方式と他の方式を組み合わせた管理措置に関し、導入事例を対象とした管理措置の効果の検討や、導入に向けた課題の抽出と改善方策を検証するために必要な検討会の開催及び調査・分析等を行う。 (3) 太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業 国際的に合意された太平洋クロマグロの資源管理措置を遵守するため、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網漁業の混獲回避を実施するため、次の事業を行う。 ア 漁具改良事業 仕切り網の設置、魚捕部の改良、入網状況を把握するための装置の開発等の太平洋クロマグロの混獲回避のための漁具改良を行う。 イ データ収集事業 定置網の漁獲データを環境の異なる複数の地域で収集するとともに、水中カメラ等を設置して魚群行動の観察等を行う。 ウ データ分析・検証事業 太平洋クロマグロ漁獲抑制対策に係るデータの分析を行うとともに、関係者（又は専門家）による検討会を開催し、実用化に向けた検討を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(4) さけ・ます等栽培対象資源対策事業 ア 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業 複数の都道府県の漁業者が利用する共通資源であって、早急な資源回復が求められており、関係</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された</p>		<p>平成31年度から令和5年度</p>	

<p>者間の放流経費の負担等の調整が困難なトラフグ等の広域種について、資源管理と連携した種苗放流の効果の検証や負担の公平化に係る検討に必要な次の事業を行う。</p> <p>(ア) 資源造成事業 トラフグ等について、各海域栽培漁業推進協議会が策定した、効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）に基づき、資源管理と連携した適地での集中的な放流や県域を越えた適地放流等の効果的な資源造成の実証を行う。</p> <p>(イ) 資源造成効果・負担の公平化検証事業 (ア)の事業の効果を詳細に把握するため、市場調査等のモニタリング調査を実施するとともに、遺伝子による親子判別技術を用いて、種苗放流による効果や放流後の移動状況等を検証し、その結果を踏まえ、種苗放流に係る負担の公平化に向けた適切な費用負担の体制づくりを図り、資源造成・回復効果の高い手法や対象魚種の重点化を実施する。</p>	者			1 / 2 以内 定 額
<p>イ さけ・ます放流体制緊急転換事業 さけ・ますの回帰率を向上させるための放流体制の転換等を図るため、次の事業を行う。</p> <p>(ア) 放流体制転換調査 ふ化場の種苗生産能力に応じた放流体制の転換を図るため、さけ・ます種苗の試験放流及び放流環境の調査に必要な次の a 及び b に掲げる経費を支援する。</p> <p>a 種苗購入費 b a 以外の経費</p> <p>(イ) 放流体制検討協議会 効果的に放流体制を転換するとともに、広域的な放流費用の負担の調整を図るための放流体制検討協議会を開催する。</p> <p>(ウ) 回帰親魚調査 河川に回帰したサケの耳石を調べ、耳石温度標識コードと照合し、放流効果を把握する調査を実施する。</p> <p>(エ) ふ化放流技術の普及促進 効果的な放流方法等のふ化放流技術について、技術普及を行う者を対象地域に派遣し、ふ化場への普及を促進する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成31年度から令和5年度	1 / 2 以内 定 額 定 額 定 額 定 額
<p>5. 養殖業成長産業化推進事業</p> <p>(1) 養殖業成長産業化行動計画策定事業 ア 成長産業化行動計画策定協議会運営事業 養殖業成長産業化推進協議会（仮称）及び関係部会（以下5の（1）において「協議会等」という。）、その他協議会等の運営に必要な会議を開催するための経費、協議会等の運営を効率的かつ適確に実施するために必要な専門家の派遣に要する経費を助成する。</p> <p>イ 成長産業化行動計画策定事業 (ア) 成長産業化行動計画策定支援事業 成長産業化行動計画の策定に必要な調査・分析や、情報共有を行うための経費を助成する。</p> <p>(イ) 戦略的養殖品目別行動計画策定支援事業 戦略的養殖品目別行動計画の策定を行うために必要となる戦略的養殖品目別の国内外の市場等の調査・分析や、情報共有を行うための経費を助成する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成31年度から令和5年度	定 額
<p>(2) 日本真珠国際競争力強化推進事業 ア 連携強化推進事業 真珠産業連携強化協議会及び関係部会（以下5の（2）において「協議会等」という。）の設置</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者		平成31年度から令和3年度	定 額

<p>及び開催に必要な経費、協議会等の運営を効率的かつ的確に実施するための専門家の派遣に要する経費並びに協議会等が行動計画の進捗状況及び内容の更新を検討するために必要となる資料収集・分析等に必要となる経費を助成する。</p> <p>イ 日本ブランド構築重点課題支援事業 真珠の品質基準に関する事例収集、真珠の品質検査・管理システムの設計、真珠の生産情報の調査その他関連する調査に必要な経費を助成する。</p> <p>ウ 次世代中核の人材支援事業 協議会等が認定した真珠養殖業等の次世代を担う中核の人材の活動に要する経費を助成する。</p>	<p>から選定された者</p>			
<p>6. 内水面漁場・資源管理総合対策事業</p> <p>(1) やるぞ内水面漁業活性化事業</p> <p>ア 内水面漁場管理検討協議会運営事業 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策の検討及びウの取組の支援対象団体を選定するための協議会等の開催並びに専門的な知見を有する者の協議会等への派遣等を行う。</p> <p>イ 内水面漁場管理実態調査分析事業 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策の検討に必要な実態調査・分析を行う。</p> <p>ウ 先進的内水面漁場管理推進事業 アの取組において選定した内水面漁場管理等のモデルとなる先進的な取組を行う。</p> <p>(2) 内水面水産資源被害対策事業</p> <p>ア 事業効果検証体制等構築検討事業 イ及びウの取組をPDCAサイクルに基づき円滑かつ効果的に実施するための検討会又は協議会の開催等を行う。</p> <p>イ 広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業 外来魚又はカワウによる内水面漁業・養殖業への被害防止を図るため、次に掲げる対策を行う。</p> <p>(ア) カワウ緊急駆除対策 内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等について緊急的・広域的に行う生息状況等調査、駆除及び繁殖抑制を行う。</p> <p>(イ) 広域連携カワウ被害防止対策 広域的に行う内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等の追払等を行う。</p> <p>(ウ) 広域連携外来魚被害軽減対策 緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した捕獲駆除並びに駆除した外来魚の回収及び処理を行う。</p> <p>ウ 生態系の保全に係る実践活動</p> <p>(ア) 実践活動等啓発普及 内水面利用者や地域住民の内水面生態系の復元・保全についての理解と協力を促進するための啓発普及活動を行う。</p> <p>(イ) 実践活動推進 魚道や天然産卵床等の機能維持といった内水面水産資源の生育環境改善の取組などの実践活動を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>	<p>(1) 平成31年度から令和5年度</p> <p>(2) 平成26年度から令和5年度</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>
<p>(3) ウナギ等資源回復推進事業 ウナギの安定供給に資するため、次の事業を行う。</p> <p>ア 民間活動推進支援事業 ウナギの資源管理に関する日本と中国、台湾、韓国等の生産者間における民間協議の開催等を支援する。</p> <p>(ア) 持続可能な養鰻同盟及び日台民間協議にかかる事業 日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰻管理団体「持続可能な養鰻同盟」に係る協議並びに日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等を支援する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>	<p>平成30年度から令和5年度</p>	<p>3 / 4 以内</p>	<p>3 / 4 以内</p>

<p>(イ) (ア) 以外の民間活動推進支援事業 (ア) 以外の民間協議の開催等を支援する。</p> <p>イ ウナギ生息環境改善支援事業 ウナギの生息環境の改善につながる石倉の設置等の取組を支援する。</p>			平成28年度から令和5年度	1 / 2 以内 定 額
<p>7. 漁獲情報等デジタル化推進事業 (1) 漁獲情報デジタル化推進事業 ア デジタル化推進事業 漁獲情報収集のデジタル化を推進するため、デジタル化推進全体計画を策定するとともに、地域ごとのデジタル化推進計画の策定に係る指導等、本事業の運営を行う。</p> <p>(ア) デジタル化推進全体計画策定 漁獲情報収集のデジタル化推進を目的としたデジタル化推進全体計画を策定する。</p> <p>(イ) デジタル化推進計画策定指導 地域ごとのデジタル化推進計画の策定に係る指導等を行う。</p> <p>(ウ) デジタル化推進計画策定 行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成するデジタル化推進協議会は、デジタル化推進全体計画に沿って、地域の特性を踏まえた漁獲情報収集のデジタル化を推進するためのデジタル化推進計画を策定する。</p> <p>イ 電子システム改修・導入支援 デジタル化推進計画を策定したデジタル化推進協議会の構成員が当該計画に沿って行う電子システムの改修及び導入等について支援を行う。</p> <p>(ア) 販売システム改修・導入 デジタル化推進計画に沿って漁業協同組合、民間企業等が行う販売システム改修及び導入等について支援を行う。</p> <p>(イ) 都道府県等データベース改修 デジタル化推進計画に沿って行政機関、試験研究機関が行うシステム改修等について支援を行う。</p> <p>(ウ) 漁獲情報収集アプリケーション開発・導入 デジタル化推進協議会の構成員が漁獲情報を電子化し、収集する体制を整備するために必要なアプリケーション開発・導入について支援を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和2年度	定 額
<p>(2) 水産流通適正化法に係る電子システム対策事業 ア 漁獲番号等電子化推進事業 (ア) 導入事業 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第4条に規定する漁獲番号等を円滑に伝達するための産地市場等への電子機器等の導入及びシステムの改修等について支援を行う。</p> <p>a 機器整備費 b a以外の経費</p> <p>(イ) 管理運営事業 (ア) の助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う審査委員会等の設置・運営等を行う。</p> <p>イ 水産流通適正化協議会支援事業 都道府県単位で創設する水産流通適正化協議会が行う、水産流通適正化制度の円滑な実施に向けた説明会等、その事業に必要な事務について支援を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和2年度	1 / 2 以内 定 額 定 額 定 額
<p>8. 漁場油濁被害対策事業 (1) 防除・清掃事業 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害を防止するため、漁業者等が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要する経費（以下「防除</p>	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構			定 額